

長 建 協 発 第 63 号
平成25年 5月 8 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

「経營業務管理責任者の大臣認定要件の明確化について」等の
一部改正について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、建設業法第7条（許可の基準）第1号口の規定による同号イ（許可を受けようとする建設業に関し5年以上経營業務管理責任者としての経験を有する者）の掲げる者と同等以上の能力を有する者の大臣認定については、「建設業法第7条第1号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件」（昭和47年建設省告示）により、「許可を受けようとする建設業又はそれ以外の建設業における経營業務の管理責任者としての経験と期間が通算5年以上である場合も、本号イに該当するものとする」取り扱いが行われてきました。

平成19年に行われた同告示改正に伴い、「経營業務管理責任者の大臣認定要件の明確化について」（平成19年国総建通知）において、告示に関する詳細の取り扱い方針が定められました。

今般、国土交通省では、当該大臣認定における取り扱いの合理化のため、告示第1号イの該当性の判断の際に通算できる経營業務管理責任者としての経験は、許可を受けようとする建設業についてのものとなるよう、同通知を改正し、別添のとおり各地方整備局、各都道府県等へ通知した旨、同省土地・建設業産業局建設業課長より連絡がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

なお、今回の改正に伴い、「建設業許可事務ガイドラインについて」並びに「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」についても一部改正されておりますので併せてお知らせ申し上げます。